

日時：令和3年7月29日（木） 午後6時～7時30分  
方法：オンライン及び議会棟西会議室にて開催

#### ○事務局

定刻になりましたので、ただ今から、尼崎市社会保障審議会 地域福祉専門分科会 第6回計画策定部会 を開会させていただきます。

委員の皆様には、公私とも何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日の資料及び本日の委員の出欠状況、傍聴人について事務局より確認をさせていただきます。

#### ○事務局

##### **【事務局より資料と出席委員の確認】**

では、これより議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いたします。

#### ○部会長

これより、議事進行させていただきます。よろしくお願いたします。

では、次第の「2 重層的支援体制整備事業について」に入ります。資料は既にご覧いただき、事前に事務局までご意見、ご質問をいただき、ありがとうございました。

皆さんから事前にいただいているご意見やご質問については、追加資料として既に共有させていただいております。

まずは、事前にいただいている意見や質問について事務局より説明させていただいた後、まだ、ご意見をいただけていない委員の皆様からもご意見をいただければと思っております。

#### ○事務局

では、追加資料1、各委員から頂いたご意見やご質問について簡単に説明等させていただきます。

全体的な意見として、資料のイメージ図が分かりづらいといった意見をいただいた。その点については、今後、計画の実際の冊子を作っていく上で整理し、分かりやすいものにしていきたい。

また、「具体的に何をすれば重層的な支援ができるようになるのか」といったご意見や、「実際に困っている人がいるといった相談があった時に、どのようなフローチャートに載せていくのか、どれ位のレスポンスタイムで対応するのか」といった、具体的なお質問もいただいた。

同じように、委員からは、包括化推進員の役割や配置の規模感の想定、「全分野の基幹的機能の構築が必要だと思うが包括化推進員がそれにあたるのか」、また、地域の中で分野を超えてそれぞれの支援策を利用できるような仕組みの想定と仕組みを具体化していく上での確認をしたい、といったご質問等をいただいた。

そういったご意見を受け、差替資料1には、右上に「包括化推進員」の説明を置き、役割のイメージの記載をさせていただいた。「包括化推進員」は、現在は存在しない役割の職員。これを、地域に

近い6地区の生涯学習プラザに配置するとともに、南北保健福祉センターへの配置も考えている。

場所は決まっていないが、それとは別に、全体を俯瞰するような立場で「多機関協働事業」という所にも「包括化推進員」の配置を考えており、この3つの拠点で「包括化推進員」が連携する。

各生涯学習プラザであれば、色々な社会資源や地域の支援関係者とのネットワークを構築し、そのネットワークと南北保健福祉センターの専門的なネットワークが連携しながら、どんな課題でもたらい回しせず受け止め、できるだけ早期の解決に向けて検討を進めていく、という事を考えていきたい。

ただ、生涯学習プラザ、南北保健福祉センターといった拠点で考えても解決が難しいといった課題に関しては、資料右側の「多機関協働事業」の「包括化推進員」が、新しい事業である「アウトリーチ」を活用し、例えばこの機関も忙しくてアプローチが十分にできていないひきこもりの方等に対しても支援を更に進めていく、というイメージを持っている。

このように、今まで十分に活用できていなかった社会資源の活用や、今までなかなか手を出せなかった分野、引きこもり等にもアプローチしていこうというのが、重層的支援体制整備事業のイメージ。ただ、各包括化推進員の配置人数等の事業の規模感に関しては、実際の予算や人の配置になるため庁内で検討を進めているところである。

この事業には一定の国庫負担金がもらえるため、国の財源等も有効に活用し、それぞれの「包括化推進員」が動きやすいような形の体制を考えていきたい。

また、重層的支援体制整備事業のレイヤーについてもご質問を受けている。イメージとしては、各分野のそれぞれのネットワークを繋いでいくということ、地域住民のネットワーク、更に南北保健福祉センター2箇所を構築している専門的な支援のネットワークの層を繋いでいく事で、色々な支援を繋げたり、その中で把握した人達をきちんと捕捉しながら支援の流れに乗せていく、という意味で、重層的のイメージを使わせていただいている。

各委員から頂いている意見でも、「連携はどうしても会議という形になってしまうが、既存でも色々な会議が地域で行われているため、そういった点で支援者の負担にならないように」といったご意見もいただいている。我々もそういった点は注意していかなければいけないと思っているが、これは新しい会議体を作るというよりも、今できていないところ、支援者が困っているものを皆で解決していく、解決する為に皆で集まる、という風に考えており、会議をする上での負担がないわけではないが、逆にそれによって解決する部分もあるかと思っている。

また、オンライン会議などのICTを活用することで、従来の会議も含め負担を減らしていくような取組みも、今後検討していきたいと考えている。

## ○部会長

委員いかがでしょうか。

## ○委員

今の事務局説明で理解できたが、一点気になるのが「包括化推進員」の配置先である。より地域に身近な拠点への配置という事で生涯学習プラザを構想されているという事だが、生涯学習プラザは相談支援機関というより教育機関ではと考えている。「包括化推進員」が1人で動くわけではない

め、指揮命令系統も含め、「包括化推進員」がどこに所属するのかによって、その役割の発揮というところが異なるような気がしている。例えば、南北保健福祉センターに属し、アウトリーチ型で各生涯学習プラザに配置されるなど、指揮命令系統をどうしていくのかという事も含めて整理が必要だと思っている。

#### ○委員

私も包括化推進員がどこの部署でどれ位の人数になるのかが知りたかった。やはり、数がないと、1人ずつだと件数が多く、プラザに何人、保健福祉センターに何人というのが知りたい。

それとはまた別に、例えば「いくしあ」と書いてあるが、繋がるのはどこの誰なのか、というのも具体的に教えていただけると良い。

そして、会議ばかりが中心にならないようにするために、新しい組織を作るよりも今ある幹を太くしていくような仕組みがあれば、今あるところでうまくできることもあるのではという気もしている。

#### ○事務局

委員のご意見について、今回新たに配置する「包括化推進員」が、人数的にどうなるのか、最終的には予算や人員の関係もあり、はっきりと申し上げることはできないが、今までできていなかった取組みを新たにするという事で、我々としては一定数を人事当局に要求していきたいと考えている。

また、新たにこういった仕組みを作るという事を、南北保健福祉センターはじめ色々な関係機関と共有する中で、そういった役割を担う職員の業務を整理することも必要になってくると思っている。委員からも「本当にできるのか」という声もあったが、できるような形にしていくために、この計画の中で明確に位置付けて進めていきたいと考えており、そこはこれから皆様にも注目していただきたい。今まで「連携」といっても、誰と連携すれば良いのかが分からなかった。そこを明確にしていくのが今回の包括化推進員の役割であり、そこを明確にし、更に繋がっていくことも明確にしていきたい。

#### ○委員

感想としては素晴らしいと思っている。今まで個別にそれぞれの人が色々な所で相談していたのが一気に解決すると考えてよいのか。

#### ○事務局

委員がおっしゃるように、今まで個々に窓口にお問い合わせしていた分を集約して整理をしていくために職員を配置していく、という形で考えている。

#### ○委員

今まではできていなかったと思うが、それを今後そのように持っていくという事で、これだけ配置する人員を市が雇用すると考えてよいのか。それとも配置転換なのか。配置転換だけでは厳しいと考えており、人員配置の事を聞きたい。

## ○事務局

人員配置に関しては、実際に皆様からご意見をいただけるのはありがたく思っており、そのようなご意見も踏まえた中で定数要求をして人員を増やしていきたい。

事業実施にあたり、国からも4分の3の補助金をもらえるようになっており、そのような国の財源も有効に活用しながらできるだけ体制を整えていきたい。

ただ、実際には人の採用や国の財源を除いた4分の1は市が持ち出すなどの制約もあるため、南北保健福祉センターや各地域に配置する職員も一部業務の整理をしながら対応していく形でと考えている。

## ○委員

「包括化推進員」がハブになり、色々な部署と繋げてワンストップで対応できるようにする。このような話で良いのか。

## ○事務局

構想的にはそのようなイメージと考えている。

## ○委員

例えば、重層的支援というのは、色々な福祉分野に関わる問題を抱えている、人格障害や精神障害をもっているような高齢者がいて、そこに親が育児放棄をしている孫が預けられ、その高齢者が孫を学校に行かせていない、といった事例があり、市役所に相談へ来た場合、どう繋がれていくのか。

## ○事務局

資料左側のどこかの窓口や地域の方が発見して市社協さんなどに繋ぐという形になるかと推測される。そういった中で、非常に複雑・複合化したケースについては、単独の機関では対応が難しく、専門的な支援が必要ということで、南北保健福祉センターの「包括化推進員」に繋がれると考えている。

「包括化推進員」が、支援に必要な関係機関を整理して呼び集め、「支援会議」をさせていただく。その中で、ご本人さんの情報を集め、役所の持っている情報や、場合によっては地域からあがってきた民生児童委員や市社協さんからの情報を元に、どういった支援が可能なのかを考えて整理し、プランを作っていく。そのプランに基づいて支援をしていくという形になる。

ただ、支援が必要でも、当事者が支援をしてほしくない、支援はいらない、というケースもある。そういったものについては、右の多機関協働の「包括化推進員」に繋がれ、「アウトリーチ」といった新しい事業を通じて緩やかに繋がっていくための支援、ご本人さんに支援してほしいとお願いするために情報提供や見守りをしていく形の支援に繋がっていきたいと考えている。

今までなかなか手が出せなかった事例でもなんとか繋がりながら検討していく、支援の輪に乗せていく、というイメージで進めていきたいと考えており、詳細に関しては、より具体的なフローなどを今後庁内で検討して関係機関とも調整しながら作っていくイメージで考えている。

## ○委員

まとめ役になる「包括化推進員」の力量が問われると思う。全てを横断的に、仕組みや制度を理解している「包括化推進員」を確保できるのか。

## ○事務局

令和3年3月に社会保障審議会でもいただいた提言の中でも同様のご指摘をいただいている。「包括化推進員」はそれなりに関係機関の事を知っている人材が必要だと認識しているが、この仕組みは、今までなかなか解決できなかった課題に取り組む仕組みになるため、場合によっては、新しい支援方法を皆で協議して作っていくというところもある。そのために関係者を集めて会議をしていく中で、みんなで支援策について協議していく中で、コーディネートやファシリテートを「包括化推進員」が責任をもってやっていく。聞いたままにせず、関係者を集めて話し合いをして決めていくという形で考えている。一定の知識は必要になってくるとは思うが、支援会議を繰り返すことによって「包括化推進員」の力量もそうだが、それぞれの関係機関の力量も一緒にあげていくことも考えている。

## ○副部会長

何か新しいものができる、担当はどうなるか等の色々な意見が出てくるため、その辺りの説明の仕方を工夫する必要があると思う。また、今まで対応できなかったような事例が沢山あるため、このような仕組みが必要なのは間違いないと思っており、組織ベースではなく事例ベースに説明していく必要があると思う。

これだけが出てしまうと「新しいものを作るのか？」となるため、このような事例が地域にあり、今まで十分にフォローできていなかったことをフォローする為にこういう構想になっているという文脈。また、組織を再編して作るのか、もしくはスクラップアンドビルドにするのか、それともビルドだけなのかも大事な所である。見る人によれば「仕事がまた増えるのでは」「今までの仕組みはどうなるのか」という意見も出てくると思う。今まで尼崎で取り組まれてきたところを更に複雑化するのではなく整理してこうなる、という辺りもご説明いただくと分かりやすいと思う。

## ○事務局

ビルドなのか、スクラップアンドビルドなのか、という所に関しては、一部ビルド、一部スクラップアンドビルドになると思う。効率的でない部分や組織改編も含め、今までは分野ごとにそれなりのボリューム感に対応するための組織を作っていたが、それではなかなか解決しない課題があるため、そこは少しスクラップアンドビルドをしながら、なおかつ財源を使いながら、ビルドも含めてやっていきたい。

副部会長からご指摘いただいた支援機関の負担感については、このイメージだけを見ると新しいことがどんどん追加されていき、非常にしんどくなるようなイメージだ、と委員からもご意見をいただいている。ご指摘いただいたように、具体的に、今解決できていない事例や、どこかが抱え込んでしんどい思いをしている事例が解決していけるようなイメージも載せていく必要があるのかなと事務局としても考えている。

委員からもご指摘いただいているように、関係機関に関わる時に、他人事ではなく自分事になっていただくためには、そこは少し丁寧に説明がいており、詳細の仕組みづくりについては、支援関係者も含めて丁寧に作り上げていくという形で進めていく必要があると思っている。

勝手に押し付けられてやらされているような形ではなく、困っている事例がこれによって解決するから皆で関わっていき、というように、情報発信の仕方には注意しながら取組みを進めていきたい。

## ○委員

レイヤーの意味を尋ねる質問を書いたが、重層的支援の「重層」が、社会福祉法上どういう事を意図しているのか、厚生労働省のHPなどを読んでも少し理解できなかったが、マルチレイヤーにしたいという意図だと思った。今のたたき台の図でいうと、フローが左から右に流れていくような形で書いてあるが、左側を上、右側を下にするといいですか、一番上に困りごとのある住民や市民がいて、それを従来の窓口で受け付け、ライトな問題についてはそれで協議したり解決したりすると思うが、そこからこぼれ落ちてしまうヘビーな問題については、図の右側のグリーンのゾーン、「包括化推進員」を中心とした新しい枠組みでしっかり下支えします、というような、新しいセーフティネットを敷いて、そこに多層性や重層性をデザインされた方が、初めて見る人も理解しやすいと思う。

「包括化推進員」のリエゾンのものは良いと思うが、個別ケースでいえば、一人一人の生活実態、障害や病気などの全てを情報集約することになるので、例えばカルテのようなものを作って情報共有するのか、それができるのか、どういう資格と権限でやるのか、というのを最終的にかなり厳格に詰める必要があると思う。

今描かれているモデル図はとても良いと思うが、実際の運用のところはかなり気を付ける必要があると思っている。

## ○事務局

ありがとうございます。委員がおっしゃるように、上に困っている市民の方や地域を置いた上でそれを支えるといった絵も描こうと考えており、今後、様々なレイヤーがちゃんと下支えしていることが分かるような絵に少し変えていこうかなと考えております。

情報共有については、以前社会保障審議会でもいただいた提言の中でも重要視されており、今まさに検討している。当然、この仕組みは、平時の困り事だけではなく災害時等を想定し、少ないリソースの中で関係機関を巻き込んで色々な問題に対応していかなければいけないという意味で、災害時にも生きてくる仕組みだと考えている。

昨年度に福祉課で要支援者システムという高齢者や障害者の方の情報を各生涯学習プラザや南北など本庁と色々な部署と共有するためのシステムを導入した。重層的支援体制整備事業においても、このシステムを活用して色々な所がもつ情報を共有し、活用できるような形で、権限なども含めて考えていく。

そういった中で、様々な部署が把握している情報を支援にあたり皆で共有して活かしていく、これもこの図にはありませんが今後支援に必要なことであり、有効に情報を活用していく仕組みづく

りを検討しているところになります。

### ○部会長

皆様、沢山の貴重なご意見ありがとうございます。このテーマにつきましては、去年から市民福祉総合政策学識者会議で検討はしていましたので、各地域を色々見ていた。少しだけ各地域の動きをご紹介させていただく。

全国的に重層的支援体制というのは各地域が取組だしている。一つ目はケーススタディで、こんな事例が実際に当てはまるのではないかというような事をずっとされているが、実はちゃんとした正解が出ていない。

各部署で「自分の所が対処するのか」というようなセクショナリズムがまん延していますので、今はどちらかというケーススタディをしながらうまくいかない理由を分析をする自治体が多くなってきている。

二つ目は、自治体のスケールによってやっていることが全然違う。私は他市町も担当しているが、小さいスケールメリットを発揮したほうが重層化は出来る場合があるが、逆に言えば尼崎のように人材や財源がしっかりとしている所は、尼崎の形でのスケールメリットを発揮された方が良いと思う。各地域は自分の所の社会資源の強みをかなり打ち出している形ですので、今回事務局がたたき台を作られましたが、かなり強みを強調されているのでこのような形で動いていくのも良いのかなと思う。

三つ目は、継続的な効果測定。特にマイナスの評価がどれだけ出来るのかという形でされるので、実際に計画をしながら同時進行でシステムも包括化推進員も育成していくような形でやっていかないといけない。色々な問題や課題がやりながら出てくると思いますので、また継続的に皆様のご意見を沢山いただければ、どんどんブラッシュアップされて育成されていくと思う。このテーマは継続的にまた皆様から色々なご意見をいただければと思います。

では、次第の「3 再犯防止推進の取組について」に移ります。

### ○事務局

事前のご質問について、まずはお答えさせていただきたいと思います。

委員から「出所してきた人が尼崎市民になった場合の対応だと思えますが、大半の出所者が住所不定で無職。そうでない人は福祉的支援も不要。具体的にどのような出所者を本件の取組の対象人物としてイメージしているのか、またそのような対象者は年間何名ほどいると想定しているのか教えてください」というご質問をいただいた。

委員から対象者のイメージを教えていただいたが、基本的に委員がおっしゃるような、住所不定の方や家を見つける必要がある方、経済的に困窮している方などが対象になってくるかと思います。イメージ図ですが、資料2のP3の上部分、保護観察所から頂いたデータになりますが、保護観察所の対象の中でも高齢や疾病が理由でなかなか就労が出来ない方や、就労能力が乏しく就労が難しい方が一定数いると把握している。住所や就労以外の課題を抱えている方もこの事業の対象になると考えている。家や戻るべき場所はあるが、家庭環境が良くない、家に居場所がなく生きづらいといったような子どもなど、これは委員からもご意見いただいているところになるが、この取組はご

本人だけではなく、ご本人が戻る世帯全体を支援していくというような形でイメージしておりますので、市が抱えているケースなども多くの方が実はこの福祉サービスを必要とする方になるのかなと考えております。

何名くらいを想定しているのかという件に関しましては、出所された方が南北の保健福祉センターにご相談に来られるケースはあるのですが、実際の数字については把握出来ていないのが現状です。ただ、実際に保護司会や弁護士の先生のご意見を聞くと、こういった取組を必要とする方は一定数いるというご意見を頂戴しています。

また、「既存の団体の活動についてももう少し情報が欲しい」といったご意見や、「保護司会の実施している就労支援の状況」など、そういったものについては保護司会から少し教えていただきたいと思っております。

### ○尼崎市保護司会

お手元にある資料に尼崎市の更生保護関係団体についてという資料をつけていただいております。

現在、尼崎市保護司会には 166 名で活動を行っております。それから、更生保護女性会という組織もあり、尼崎市の場合は男性保護司の奥様がメンバーとして活動をしてくださっています。保護司会と共に活動することもございますが、女性会独自の活動もされており、ボランティアで色々な行事もしてございます。先程出ましたが、就労支援の関係では、協力雇用主という尼崎は非常に歴史も古い協力雇用主会があり、琴友会といえます。尼崎の協力雇用主会の例を見て近隣の他都市でも協力雇用主会が次々に立ち上げられたりしているのですが、あとでお話がありますが、保護観察対象者の方の期待といえますか、要求の水準が高すぎてなかなか就労に繋がらないという事もあり、他市ではせっかく立ち上げた協力雇用主会が解散になってしまっているという状況も現在がございます。

その下の BBS 会は青年ボランティアの団体で、関西国際大学の学生さんが中心にここ何年間かは活動して下さっていたのですが、現在はなかなか会員が見つからないという難しい状況になっております。

それからもう一つ、更生保護協会というのがあり、更生保護の活動を金銭面からバックアップしてあげようというありがたい組織なのですが、そこも現在は数字が変わっておりまして、その資料の一番下に賛助会員とありますが、法人会員が現在は 80 社を超えております。今 100 社を目指して新しい会員を開拓していただいているような状況で、非常に心強く思っております。そういったところが保護司会を取り巻く関連諸団体になっておりますが、保護司になってくださる方、今画面に映っている委員さんの中にも保護司を兼任して下さっている方が何人かいらっしゃる非常にありがたいのですが、保護司の候補者といえますか、この方が良いのではないのかなという情報をどこからでも構いませんのでいただけると幸いです。

### ○尼崎市保護司会

就労支援につきまして、この 3 年間ほど就労支援に関わりましたが、市内で約 40 人ほどの支援対象者がいました。支援対象者といえますのは本人の前歴を開示する、何をやったのか承知の上で仕事を見つけてほしい方。先ほど協力雇用主会というのがありましたが、そのような犯罪歴がある



人を承知の上で雇用しようという所です。3年間で40人ほどが前歴開示という事で対応してきましたが、なかなか就労に至らなかったのが40人中10人いました。その中で、3~4人ほど残るのですが、あとの17人ほどは、いざ仕事に就くところで当日に来ないというような人もいて、この17人の中には1~2か月で辞めたり、3年も続いていないような人もいました。あと13人ほどは、就労支援をしているのですが、定着支援というものもやっており、就労後に企業主さんに様子を聞くなどの定着支援を続けています。この13人は6か月を過ぎても続けており、2年間続いている人もいます。ですが、全国的には約60%が仕事についても辞めてしまう現状です。

そういった就労支援の状況で、本人の犯罪歴・前科を開示して雇用していただける会社がどんどん増えていただけるとありがたいですし、850社ほどの協力雇用主会の企業主さんがあるのですが、その60%がほとんど建設業です。ところが、就職を求める者については建設業を望まない人が多いのでその辺のミスマッチが多いというのも原因かなと思ったりもしています。

#### ○部会長

ありがとうございます。各委員、ご意見やご質問等ございませんでしょうか。

#### ○委員

仕事ができる、尼崎に帰住先がある人だけを対象にしているのでしょうか。

#### ○事務局

基本的には尼崎市にお住まいになりたい、なろうとしている方、元々お住まいがある方を対象として考えております。

#### ○委員

例えば、満期出所で、過去に別の地域で生活保護を受けられていたが、尼崎で飲み食いしてお金がなくなって不法侵入等で捕まったという場合に、その方は尼崎市の再犯防止の対象者の中に入るのでしょうか。

#### ○事務局

ご本人がどこで支援を受けたいのかというのもありますし、支援される弁護士から相談があれば尼崎にその方が来られているという事ですので、相談をお受けし、ご本人さんと一度お話をさせていただく形になるかとは思いますが。

そのうえでご本人を引き続き尼崎で支援していくというような形になれば、当然我々としても一緒に支援をしていく事になるかと思えます。ホームレスの方もそうですが、実際には住所がない方が窓口に来られた場合も、追い返すという訳ではなく基本的にはそのまま支援をするという形になりますので、そういった方が窓口と繋がれば支援の対象としていく形にはなると思っております。

#### ○委員

明らかにたまたま尼崎で捕まった人でも、尼崎で対応してほしいと持ち込めば尼崎は本当に断ら

ないのでしょうか。

#### ○事務局

ケースバイケースにもなるかと思いますが、例えばその方と弁護士が関わる中で「もう一度尼崎市でやり直したい」というようなご意向を持つのであれば支援をすることにはなると思う。ご本人が支援を拒否した場合は逆に弁護士の方もこちらに繋ぐことが難しいと思いますので、ケースバイケースの対応にならざるを得ないかなと思っております。

ただ、繰り返しにはなりますが、ご本人さんが支援を望めば市としてはお断りしない形になる。

#### ○委員

理屈はそうだと思うが、再犯を繰り返す人というのは結構年配で刑務所に入っていた期間も長く、体は元気だが雇ってくれるところがなく、雇ってもらえたとしても長続きせず、住所不定や無職に陥ったという人が多いイメージ。この再犯防止推進にかかる取組というのが、現実で再犯を繰り返す人のイメージと合わないのではと思った。

#### ○事務局

この仕組み自体で再犯者を全て防げるというわけではなく、再犯率が上がっている背景には、認知症や知的障害や精神障害があると思われるが、手帳を持っておらずサービスを受けられていない方や、薬物事犯の方などがうまく支援に繋がらないことで、もう一度犯罪に繋がってしまう事を防ぐ為に、福祉的な支援が必要な方がちゃんとサービスに繋がるような取組をする事で再犯を防いでいこうという事になります。

そのため、そこは全てが救えるといったものではないと思ってしておりますが、本来であれば福祉の支援に繋がることで支援できる方を新たな仕組みの中で支援していこうとするもので、その為には、支援関係者の方が把握し、困られているのであればそれをこの仕組みの中で一緒になって考え、支えていくという事を進めていければと思ってしております。

#### ○委員

想定している人はこのような人で、こういう人を再犯防止の為に繋ぎますというようなものがあつた方がいいのではないかと。

#### ○事務局

保護観察所や実際に関わられている弁護士の先生方とも少し意見交換をさせていただきながら、ある程度のイメージを共有しなければこちらにも繋いでいただけないとも思いますので、その辺は今後検討していきたいと思っております。

#### ○部会長

ありがとうございました。

## ○尼崎市保護司会

満期出所者について、本人が前歴を開示しても良いからどこかに就労したいという事で、緊急更生保護法というものがある。市内にはないが、更生保護施設という所があり、そこに行っていて、そこから仕事を探すという手立ても保護観察所ではしておりますし、保護司もそういう方法で進める手立てもあります。

また、更生保護施設で泊まりながら仕事を探す、そうすると家がない人は企業の中で社宅のあるところに行ってもらうような手立てもしておりますので、本人が前歴開示という前提で動くという事になります。

## ○部会長

この再犯防止推進が地域福祉計画に入るというのはものすごく大きい事で、実はあまり積極的に入れない自治体の方が多い。管轄としては法務省管轄のもので、厚生労働省管轄の地域福祉の中に入れることでどのような化学反応を起こすかとなると、いわゆる司法福祉の中のソーシャルワークが出てくる。

例えば犯罪を起こした方に、福祉として継続的なサポートや福祉的な援助というものが可能になってくるので、各委員のご意見があったように色々な難しい課題が山積していると思いますし、これは先程の次第2の重層的支援とも関わってくるようなことですので、その辺もしっかりしていきたい。

他の自治体も少しご紹介させていただきますと、大阪も自治体によってはやっているのですが、社会福祉に入ってくるという形になってきますので、いわゆる協力雇用主の事が社会福祉法人、つまり社会福祉の施設で働かないかという事もあり、福祉の中で働いて福祉の中で色々なコミュニケーションも取りながらというのを大分県もされている。

色々な可能性が今後出て来ると思いますので期待していきたいと思います。各委員、ご質問はございませんでしょうか。

## ○委員

私も保護司をさせていただいており、家族支援・親支援というのも必要だと思う。中学生や高校生の年の子達をよく見ますので、そこでの母親や父親への支援や協力も必要ですし、それと発達障害を持った子が、犯罪というとおかしいですが、そういった事に巻き込まれたり、分からないままやっちゃったりという事がすごく多い。いくしあなどにも入ってくるのかもしれませんが、そういう意味で発達特性のある子や親への支援ももう少し分かりやすく入れていただけると嬉しい。

そして、繋ぎの所では、学校であれば担任や生徒指導や先生方も情報共有をすれば再犯防止の為にもなりますし、また学校に戻ってくる子もいますし、そういった意味ではここに必ず教育も入れていただきたいなと思います。

それと民生児童委員に含まれると思いますが、主任児童委員がおられ、子ども達も主任児童委員さんの事はよくご存じで、保護観察の事に関しては繋がれる事もあるので、その辺の所もまた入れていただけると良いのかなと思いました。

## ○部会長

では、時間の関係もございますので、次第の「4 成年後見制度利用促進の取組について」に移ります。

## ○事務局

【事務局より資料に基づき説明】

## ○部会長

ありがとうございました。では、各委員の方のご質問やご意見を頂戴できればと思います。

## ○副部会長

詳しく説明をしていただきましたので理解できました。

必要だが手間になるから、大変だからと乗っかっていなかった方も結構いると思いますが、そのような方達にもしっかりと人権の観点から乗っけていくというのは大事な事だと思います。あとは、フローも流れていくようにしていかなければいけないと思いますし、冒頭でもありましたが、包括化推進員の部分にも関連するところですが、色々な仕組みができ、今まで上手く流れなかった所を上手く流していけるようにするにはいいが、中核を担う方々へのサポート、新しい役割や機能が出来たときに上手くイメージ通りに回らない事もあると思うので、そのようなときに中核を担っている方々が孤立感を持ったり、ストレスを抱えたりする事がありますので、その中心的な役割を担う方々へのフォローというのは必要になってくるだろうなと思いました。

## ○部会長

ありがとうございました。

## ○委員

現状課題の整理については大変良く理解が出来ました。

第3期を踏まえた次期の計画という意味では、一点目は数字で見た現状分析と数字に基づいた目標設定のようなものが必要になってくるのではないのかなと思います。どういう事かと言いますと、例えば日常生活自立支援事業の必要性がありますが、体制がなかなか整わずに契約のご相談に至らない待機者や、あるいは成年後見制度の利用が今後見込みの人数としてなかなか難しいかもしれないのですが、国の方も数字の取り方としては、療育手帳Aであったり、認知症の自立生活支援の2以上の方がどれくらいいらっしゃるって、どれくらいの割合で制度を利用されているのかという所から、今後必要なニーズを見立てた上で、成年後見人の養成を最終的に5年間でどこまで図っていくのか、もう少し具体的な所も次期の計画では盛り込んでいくべきではないのかなというのが一つです。

二つ目は、各委員さんからのご意見がありましたように、やはりそれをしようと思うとセンターの体制強化がなければ厳しいと思いますので、そこも計画の中には入れていく必要があるのではないのかなと思います。以上です。

## ○委員

PRというところがよく出ておりましたので、この表ではなくフローチャートで示されるのが分かりやすいのかなと思うのと、今後成年後見で発達障害の方も増えてきて、その部分の支援の仕方や、そこに至るまでの部分、後々の経過といいますか、それがどうなっているのか見守りの担当の腕が必要になってくるのではないのかなと感じております。

## ○委員

一番思うのは、成年後見制度に該当する障害者が非常に多い。特に発達障害の人が多いと聞いております。療育手帳等を持っていけばはっきりとわかるのですが、そうではなくグレーゾーンの場合、そういう方達とどのように関わっていくのか。その方が本当に必要なのかどうかの見極めが非常に難しいかと思えます。グレーゾーンの方の場合、人権意識を持っている人が多く、はっきり障害だとなっている方はそこまで思わないかもしれないですが、途中で動いている方に本当に後見人がいるのか、いらぬのかを考えてくださる時に、人権を大事にして考えていただくとありがたいなと思えます。

## ○部会長

先ほど、日常生活自立支援事業と出てきましたが、それについて委員からご意見をいただければと思います。

## ○委員

日常生活自立支援事業と成年後見の利用支援を一緒にさせていただいているのですが、そういう意味で言うと日常生活自立支援制度が成年後見へ凄くスムーズに移行されているなというのが実際に事業をしている実感になります。ただ、日常生活自立支援事業も尼崎市内ではここ数年で90件ほど契約件数がありますし、待機者もいますので、そういった意味では制度と体制の強化というのは必要ですし、成年後見の支援センターも中核機関になるという事で、先ほど皆様のご意見でもありましたが、なかなか人材の確保というのも難しくマンパワーの不足が課題になっておりますので、その辺りの体制強化もしていただければと考えております。

## ○部会長

ありがとうございました。地域福祉の目標の一つ、良い地域福祉というのはどんなところかとなったときに、モデルとしては認知症や知的障害、精神障害の方が一人暮らし出来る地域なのかというのは指標でみる場合もあります。

そういった形で言いますと、この日常生活自立支援事業がしっかりシステム化されると地域福祉というのも非常にレベルの高いものになってくると思いますので、「再犯」「成年後見」の二つは今まで地域福祉の中でそれほど稼働していませんでしたが、今回の計画の中では盛り込まれるという事で、尼崎市のやる気が見えてくると思いますし、逆に言えば非常に難しい課題を抱えていく形にもなりますが、各委員の皆様もブラッシュアップしていく為に色々なご意見をくださるとありがたいと思います。

### ○委員

再犯防止の事ですが、保護観察が終了した人は保護司は関わりませんが、この人たちが福祉課題を多く持ったまま終了してしまった方を支える仕組みが現在なく、これを放っておくとまた再犯に繋がるケースがある為、見守りできる制度が必要になるのではないのかなと思います。今は支援が切れてしまえばそれで終わりになるのですが、先ほども言ったように、当事者の家族の支援が切れてしまったときの支援がまた必要になるのではないのかなと。

現在、支援は終了したが問題になっている件があり、違う立場で見守りを続けているのですが、このまま放っておくと再犯に繋がると思うので、市社協と地域担当職員に入っただきその方の支援をしている。そういったものがもう少し広がってほしいなと思っております。

### ○事務局

まさに、それぞれの機関が抱え続けるのがしんどいケースを福祉サービスの中で継続的に支えていこうという取組を今検討しております。先ほど委員がおっしゃったように、社協の専門員と地域課の職員が関わっており、それ以外も本来であれば保健福祉センターの職員や色々な支援関係者が関わっていく事が再犯防止につながると考えておりますので、そういった支援の輪を広げていくというのもこの取組の中で進めていきたいと考えております。

### ○部会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして尼崎市社会保障審議会 地域福祉専門分科会 第6回計画策定部会を閉会します。

以 上